

高等教育質保証支援機構(仮称)

大学機関別認証評価

大 学 評 価 基 準

(案)

平成 29 年●月

一般社団法人公立大学協会
公立大学改革支援・評価研究センター

基準 1 基盤評価：法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない¹。

基準 1 では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性の観点から評価を行う。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項²を含めて行うものとする。

基準 2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない^{3,4}。

基準 2 では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価する。

基準 3 特色評価：特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる⁵。また、大学は、定期的な自己点検及び評価の取組みを踏まえた自主的及び自律的な質保証への取組みが求められる⁶。

基準 3 では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究及び内部質保証に関する点検及び評価の内容について、特色ある教育研究及び内部質保証の進展を支援する観点から評価する。

以上

¹ 学校教育法 第百九条（抜粋）

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

² 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抜粋）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

³ 大学設置基準 第一条（抜粋）

大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

⁴ 大学院設置基準 第一条（抜粋）

大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

⁵ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」平成 17 年 1 月 28 日（抜粋）

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

⁶ 中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）平成 28 年 3 月 18 日（抜粋）

大学の質保証においては、多様な大学が自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組（内部質保証）が基本であることを踏まえ、各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換する。